

申請・届出等における書類提出 ・受領の際の本人確認について

- ◆書類等を提出・受領する際は、申請等の当事者もしくは委任を受けた代理人等^(※)がお越してください。
- ◆当事者もしくは委任を受けた代理人等^(※)ではない方からの申請・届出等は受付できません。また、書類の交付もできません。
- ◆当事者もしくは委任を受けた代理人等^(※)であることを確認するため、窓口で本人確認を行いますので、確認書類をご持参ください。
確認書類の例は、次のページをご参照ください。
- ◆必要に応じて、申請等の当事者の意思確認を行います。委任状には、委任者ならびに代理人等の電話番号を必ずご記入ください。

(※代理人等…代理人本人や、行政書士の補助者 など

代理人が法人の場合は、社員証等で法人との関係が確認できる方 など)

1 本人確認の具体的な証明の例 ※「氏名及び住所」が確認できるものであることが前提です。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> ○運転免許証 ○下記の資格者証（補助者の場合は、補助者証）で写真付きのもの （写真が無い場合、別のもう1種類の提示が必要） <ul style="list-style-type: none"> ○行政書士証票 ○土地家屋調査士会員証 ○司法書士証 ○弁護士証 ○マイナンバーカード （注）農地法に係る手続きでは、個人番号を控えたり、複写したりすることはありません ○写真付き住民基本台帳カード（住所地の市区町村で発行） ○旅券（パスポート） ○国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ○海技免状 ○小型船舶操縦免許証 ○電気工事士免状 ○宅地建物取引主任者証 ○教習資格認定証 ○船員手帳 ○戦傷病者手帳 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○在留カード又は特別永住者証明書 （注）平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。詳細については市区町村の窓口にお問い合わせください。 	<ul style="list-style-type: none"> ○写真の貼付のない住民基本台帳カード ○国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ○共済組合員証 ○国民年金手帳 ○国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ○共済年金又は恩給の証書 ○戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの ※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの （左記に掲げる書類を除く。）</p> <p>「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できませんので、ご注意ください。</p>

2 代理人が法人の場合

代理人が法人である場合、来庁者の本人確認書類に加え、下記の書類もご提示をお願いします。

- 来庁者と法人との関係を確認できる書類（例：法人名の記載された職員証や健康保険被保険者証 等）